

平成29年度鳥取産業体育館スポーツ教室実施一覧

種目	曜日	第Ⅰ期			第Ⅱ期			第Ⅲ期			計 参加者	金額 (円)
		定員	参加料(円)	参加者	定員	参加料(円)	参加者	定員	参加料(円)	参加者		
バドミントン	月	25	3,000	15	25	3,000	12	25	2,400	16	43	119,400
卓球	月	25	3,000	16	25	3,000	18	25	2,400	17	51	142,800
卓球ジュニア	月	10	2,000	13	10	2,000	10	10	1,600	11	34	63,600
テニス	火	25	3,000	27	25	3,000	27	25	3,000	21	75	225,000
空手	火	25	2,000	7	25	2,000	5	25	2,000	6	18	36,000
テニス	水	25	3,000	26	25	2,700	22	25	2,100	18	66	175,200
卓球	水	25	3,000	31	25	3,000	27	25	2,100	26	84	228,600
バドミントン ジュニア	水	25	2,000	25	20	2,000	30	20	1,400	29	84	150,600
いきいき健康	木	35	3,000	7	35	3,000	6	35	3,000	7	20	60,000
ジュニア 新体操	木	20	2,000	14	25	2,000	14	25	2,000	9	37	74,000
エアロビクス	金	25	3,000	20	25	2,700	21	25	3,000	19	60	173,700
テニス	金	10	3,000	9	10	2,400	12	10	3,000	12	33	91,800
バドミントン	金	25	3,000	10	25	1,800	13	25	3,000	11	34	86,400
バドミントン 中学生	金	10	2,000	5	10	1,200	3	10	2,000	4	12	21,600
身障者	木	20	無料		20	無料			無料		0	
フィットネス	火					3000	5		3,000	10	15	45,000
											0	0
高齢者SP	火		200	1		200			200		1	200
計				226			225			216	667	1,693,900

ワンコインレッスン 100円 265件 27,700

合計 1,721,600

平成29年度鳥取屋内プール水泳教室参加状況

【定期水泳教室】

区分	曜日	泳力等	第Ⅰ期 (H29/5/8-7/15)				第Ⅱ期 (H29/10/13-12/20)				第Ⅲ期 (H29/1/10-3/20)				計				
			定員(人)	参加料	参加者(人)	金額(円)	定員(人)	参加料	参加者(人)	金額(円)	定員(人)	参加料	参加者(人)	金額(円)	定員(人)	参加料	参加者(人)	金額(円)	
幼児	3~6才	月	不問	15	4,000	17	68,000	15	4,000	18	72,000	15	4,000	13	52,000	45		48	
		木	不問	15	4,000	17	68,000	15	4,000	17	68,000	15	4,000	7	28,000	45		41	
		土	不問	20	4,000	22	88,000	20	4,000	20	80,000	20	4,000	23	92,000	60		65	
	計		50		56	224,000	50		55	220,000	50		43	172,000	150	4000	154	616,000	
小学生	1~6年	月	泳力別指導	25	5,000	26	130,000	25	5,000	27	135,000	30	5,000	24	120,000	105		77	
	1~6年	火	泳力別指導	25	5,000	26	130,000	25	5,000	24	120,000	30	5,000	24	120,000	105		74	
	1~6年	木	泳力別指導	25	5,000	27	135,000	25	5,000	24	120,000	30	5,000	21	105,000	105		72	
	1~6年	金	泳力別指導	25	5,000	27	135,000	25	5,000	25	125,000	30	5,000	27	135,000	105		78	
	1~6年	土	泳力別指導	25	5,000	26	130,000	25	5,000	28	140,000	30	5,000	28	140,000	105		82	
	小・中学生	土	泳力別指導	25	5,000	27	135,000	25	5,000	22	110,000	30	5,000	26	130,000	105		70	
	計		150		159	795,000	150		150	750,000	180		150	750,000	630	5000	459	2,295,000	
高校生	高校生	木	不問		7,500	1			7,500				7,500						
	計					1	7,500			0	0		0	0		7500	1	7,500	
一般男女	一般	月	不問(中高年齢者)	15	8,500	19	161,500	25	8,500	15	127,500	25	8,500	14	119,000	80		50	
	一般	木	不問	10	8,500	12	102,000	15	8,500	11	93,500	10	8,500	11	93,500	45		33	
	一般	金	不問	15	8,500	11	93,500	15	8,500	9	76,500	15	8,500	9	76,500	60		28	
	一般	金	不問	15	8,500	5	42,500	15	8,500	7	59,500	15	8,500	4	34,000	60		15	
	計			55		47	399,500	70		42	357,000	65		38	323,000	245	8500	127	1,079,500

【短期(連続)水泳教室】

区分	曜日	泳力等	春期 (H29/4/3/-4/8)				夏休み① (H29/7/24-8/4)(15:00-16:00)				夏休み② (H29/7/24-8/4)(16:00-17:00)				計			
			定員(人)	参加料	参加者(人)	金額(円)	定員(人)	参加料	参加者(人)	金額(円)	定員(人)	参加料	参加者(人)	金額(円)	参加者(人)	金額(円)		
小学生	1~6年	全10回	泳力別指導	25	2,500	25	62,500	25	5,000	25	125,000	25	5,000	27	135,000		76	317,500
	計			25		25	62,500	25		25	125,000	25		27	135,000		77	322,500

【短期(週一回)水泳教室】 H29/8/28-9/30

区分	曜日	泳力等	夏期				
			定員(人)	参加料	参加者(人)	金額(円)	
幼児	3~6才	月	不問	15	2,000	11	22,000
		木	不問	15	2,000	13	26,000
		土	不問	20	2,000	19	38,000
	計		50		43	86,000	
小学生	1~6年	月	泳力別指導	25	2,500	28	70,000
	1~6年	火	泳力別指導	25	2,500	18	45,000
	1~6年	木	泳力別指導	25	2,500	25	62,500
	1~6年	金	泳力別指導	25	2,500	18	45,000
	1~6年	土	泳力別指導	25	2,500	27	67,500
	小・中学生	土	泳力別指導	25	2,500	20	50,000
	計		150		136	340,000	
高校生	高校生	木	不問		3,750		
	計				0	0	
一般男女	一般	月	不問(中高年齢者)	15	4,250	13	55,250
	一般	木	不問	10	4,250	9	38,250
	一般	金	不問	15	4,250	7	29,750
	一般	金	不問	15	4,250	3	12,750
	計		55		32	136,000	

【ワンコインレッスン】

区分	人数	合計
ワンコイン	33	¥9,100

【総集計】

	累計人数	累計金額
幼児	197	¥702,000
小中	672	¥2,957,500
高校生	1	¥7,500
一般	159	¥1,215,500
ワンコイン	33	¥9,100
合計	1062	¥4,891,600

○鳥取県立鳥取産業体育館の利用料金

平成26年3月31日
鳥取県告示第229号

鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号。以下「産業体育館条例」という。)第10条第2項及び鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号。以下「社会体育施設条例」という。)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの利用料金を次のとおり承認したので、産業体育館条例第10条第3項及び社会体育施設条例第11条第3項の規定により告示する。

1 利用料金

(1) 体育館利用料

区分			単位	金額	
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	800円
				2分の1面1時間につき	400円
				3分の1面1時間につき	200円
			小体育館	全面1時間につき	200円
			控室	1室1時間につき	150円
		入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき	1,600円
			小体育館	全面1時間につき	300円
			控室	1室1時間につき	250円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	28,000円
			小体育館	全面1時間につき	7,000円
			控室	1室1時間につき	300円
入場料等を徴収するとき。		大体育館	全面1時間につき	40,000円	
		小体育館	全面1時間につき	10,000円	
		控室	1室1時間につき	500円	
	2階ロビー	1時間につき	100円		
一般利用	一般人		1人1回につき	70円	

(2) プール利用料

区分			金額		
一般利用	個人	回数券又は1月利用券、3月利用券、6月利用券若しくは鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券によらないで利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき 350円
				冷水	1人1回につき 250円
			児童又は中学校の生徒(午後6時以降の利用)	温水	1人1回につき 250円
				冷水	1人1回につき 150円
			高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき 550円
				冷水	1人1回につき 400円
			高等学校の生徒又は学生(午後6時以降の利用)	温水	1人1回につき 400円
				冷水	1人1回につき 250円
			一般人	温水	1人1回につき 700円
				冷水	1人1回につき 500円
			一般人(午後6時以降の利用)	温水	1人1回につき 500円
				冷水	1人1回につき 300円

	回数券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	回数券11枚につき	3,500円
			冷水	回数券11枚につき	2,500円
		高等学校の生徒又は学生	温水	回数券11枚につき	5,500円
			冷水	回数券11枚につき	4,000円
		一般人	温水	回数券11枚につき	7,000円
			冷水	回数券11枚につき	5,000円
	1月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	2,400円
			冷水	1人につき	1,650円
		高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	3,900円
			冷水	1人につき	2,700円
		一般人	温水	1人につき	4,950円
			冷水	1人につき	3,350円
	3月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	6,700円
			冷水	1人につき	4,800円
		高等学校の生徒又は学生	温水	1人につき	11,000円
			冷水	1人につき	7,600円
		一般人	温水	1人につき	13,900円
			冷水	1人につき	9,600円
	6月利用券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人につき	12,000円
			冷水	1人につき	10,000円
高等学校の生徒又は学生		温水	1人につき	19,200円	
		冷水	1人につき	16,300円	
一般人		温水	1人につき	24,400円	
		冷水	1人につき	20,600円	
鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券により利用する場合	一般人	通年	1人につき	5,000円	
団体(20人以上のものに限る。)	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	250円	
		冷水	1人1回につき	200円	
	高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき	450円	
		冷水	1人1回につき	300円	
	一般人	温水	1人1回につき	550円	
		冷水	1人1回につき	400円	
専用利用	温水	1コース1時間につき	3,650円		
	冷水	1コース1時間につき	2,550円		
研修室			1時間につき	300円	

備考

- この表において「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第176号)に規定する休日という。
- 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 控室を大会等により大体育館又は小体育館と併せて使用するときは、控室に係る(1)の表に定め

る利用料は無料とする。

- 4 大体育館、小体育館又は控室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 5 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料を加算するものとする。

区分		電灯数
大体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯
小体育館	全面使用	6灯

- 6 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 7 (2)の表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 8 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。
- 9 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(2)の表に定める利用料の額に当該額の2割に相当する額を加算するものとする。

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区分	単位	金額
バスケットボール用具	1組1回につき	2,100円
バレーボール用具	1組1回につき	200円
バドミントン用具	1組1回につき	50円
テニス用具	1組1回につき	200円
卓球用具	1組1回につき	100円
ハンドボール用具	1組1回につき	300円

イ その他設備利用料

区分	単位	金額
音響装置	一式1回につき	1,050円
拡声装置	一式1回につき	1,050円
舞台照明	一式1回につき	1,050円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,050円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区分	金額(1時間につき)	
	冷房	暖房
大体育館	10,800円	9,400円
小体育館	1,800円	1,200円
控室	200円	100円

エ 電灯利用料

1時間1キロワット当たり 30円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 平成26年3月25日

(2) 適用開始年月日 平成26年4月1日

(2) 70歳以上の者が専用利用する場合で、70歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 70歳以上の者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 70歳以上の者が利用者の1/2未満の場合	1/2
8 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき。	
(1) 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が一般利用するとき。	10/10
(2) 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が専用利用する場合で、要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。	
ア 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合	10/10
イ 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	1/2
9 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかわるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
10 その他産業及びスポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。	10/10
二 設備利用料	
1 体育等設備に関する減免は次のとおりとする。	10/10
一の1～3、一の5～6、一の8～10に該当する場合	
2 その他の設備に関する減免は次のとおりとする。	10/10
一の1に該当する場合	
三 暖房又は冷房に係る額並びに体育館の照明（管理者が必要と認める照度以上の照明）に係る額に関する減免は、一の1に限るものとする。	10/10

鳥取県営鳥取屋内プールの利用料減免の取扱要領

減 免 事 由	減免率
一 施設利用料	
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であつて知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき。（県内のものに限る。）	
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が利用するとき。	10/10
イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校が利用するとき。	10/10
ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10
エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。	10/10
オ 教育に関する活動を行う団体であつて知事が定める基準に該当するものが利用するとき。 （ア）小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（イ）中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（ウ）高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
2 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
（ア）全県の児童・生徒を対象にする場合	10/10
（イ）郡市単位以上の児童・生徒を対象にする場合	1/2
3 障がい者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者又は特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が当該障がい者等の健康の保持及び増進を図るためにプールを利用するとき。	
ア 身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 療育手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
エ 心身に障がいを有する者で、知事が特に必要があると認めた者が一般利用の方法で利用するとき。 （ア）児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10/10
（イ）児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10/10
（ウ）小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がいを有する者）	10/10
オ 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
カ 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10/10
キ ア～カの介護者（障がい者等1名につき介護者2名）が一般利用するとき。	10/10
ク 障がい者等及びその介護者（障がい者等1名につき介護者2名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。 （ア）利用者のうち1/2以上が障がい者等の場合	10/10
（イ）利用者のうち1/2未満が障がい者等の場合	1/2
4 児童、生徒又は学生が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日に一般利用するとき。	10/10
5 幼児がプールを一般利用するとき。	10/10
6 70歳以上の者が利用するとき。	10/10

ア 70歳以上の者が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 70歳以上の者が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1/2以上が70歳以上の者の場合	10/10
(イ) 利用者のうち、1/2未満が70歳以上の者の場合	1/2
7 要介護者等及びその介護者が利用するとき。	
ア 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が一般利用の方法で利用するとき。	10/10
イ 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者2名）が社会参加を目的とし、専用利用の方法で利用するとき。	
(ア) 利用者のうち、1/2以上が要介護者等の場合	10/10
(イ) 利用者のうち、1/2未満が要介護者等の場合	1/2
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
9 その他スポーツの振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。 鳥取県が水泳の振興を図るために利用するとき。	10/10
10 一の1により利用する場合は施設利用料の他に設備利用料及び冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき料金についても減免する。	10/10

鳥取産業体育館利用のご案内

利用申込

直接来館及び電話での予約となります。
詳しくは、体育館事務室までお問い合わせ下さい。

体育館をスポーツに使用する場合

1. 体育館内は土足厳禁ですから必ず体育館専用の運動靴を使用して下さい。
使用責任者は、このことをあらかじめ使用者に充分周知させてください。
2. 各種体育器具は無断で使用しないでください。
3. フロアの上で机、椅子などを使用する場合は必ずフロアシートを敷いてください。
4. 体育館内での飲食・喫煙はお断りいたします。

体育館を集会、展示会、興行等に使用する場合

1. フロアは体育館の生命でありますので、損傷のないよう万全の策を講じてください。使用に際しては必ずフロアシートを敷いてください。
シートのみで不安がある場合は、更に何らかの措置を講じていただきます。火気、油、水などの使用は一切おこなえません。
2. 特別の設備をし、備付けの器具以外の器具を持ち込み使用する場合には使用申請時に許可を受けてください。
3. 行事内容について、事前に係員と打合せをし、照明、放送設備等に落ちがないようにしてください。
4. 必要に応じ税務署、警察署、消防署等関係機関に所要の連絡、手続きをしてください。

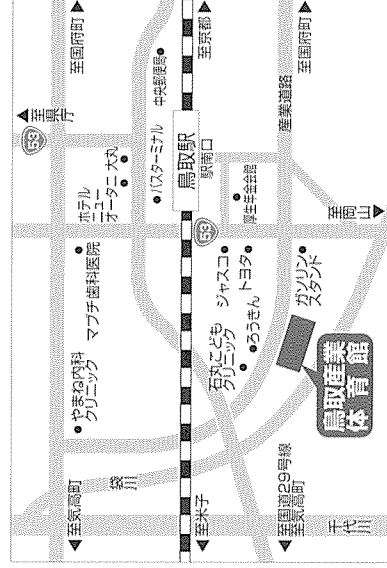
TOTTORI INDUSTRIAL GYM

開館時間

午前9時から午後10時まで

休館日

毎月第4水曜日
なお、国民の祝日の関係で、休館日が変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせ下さい。
年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)



5分

鳥取県立鳥取産業体育館は、JR鳥取駅から5分の気軽にご利用できる施設です。皆様のお越しをお待ちしています。

鳥取県立鳥取産業体育館

〒680-0847 鳥取市天神町50-2

TEL・FAX0857(24)2815

鳥取県立

鳥取産業体育館

TOTTORI INDUSTRIAL GYM



資料 4

財団法人 鳥取県体育協会

1. 鳥取県営鳥取屋内プールの概要

(1) 目的

水泳を通して健康の増進と体力の向上を図り、心身ともに健康にして安全な県民生活の育成に寄与することを目的とする。

(2) 管理

(財) 鳥取県体育協会

(3) 施設概要

ア. 規模構造 鉄筋鉄骨造り一部2階建 延1,769㎡
建築面積1,442.06㎡

プール 主プール25m 7コース(公認)400㎡

水深 130cm~160cm
(フロア部分 90cm~120cm)

補助プール
水深 50㎡
50cm

観覧席 200人収容

研修室 60人収容

管理室 指導員室兼監視室 更衣室(男・女) 身障者トイレ(男・女)

シャワー室(男・女) 採暖室(男・女) 器具庫

温水時の水温 29~31℃ 室温 28~30℃

駐車場 乗用車50台収容

2. 開館時間と休館日

(1) 開館時間 午前10時から午後8時まで(7月~9月午前9時30分から午後9時まで)

(2) 休館日 毎週水曜日(祝日は開館)及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)ただし、7月20日から8月31日の間は休館いたしません。

臨時の休館日はあらかじめ掲示板でお知らせします。

3. 使用の手続

個人利用は、当日利用券があります。

コース専用利用、団体利用の場合はなるべく早く早めにご相談ください。

プール全景



主プール 25m 7コース (公認)



補助プール 水深50cm

